

荘川村ふるさと再生特区

都道府県名：

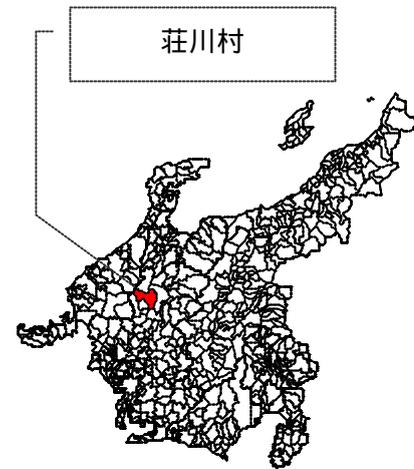
岐阜県

申請主体名：

荘川村

区域の範囲：

岐阜県大野郡荘川村の全域



特区の概要：

東海北陸自動車道の整備は大都市圏からの時間距離を短縮し観光客の増加に寄与しているが、逆に北陸圏域などと広域的な旅行行程が組まれる傾向が発生しつつあり、荘川村での滞在時間の減少が大きな課題となっている。農林業を中心とする山村地域である当村が、現存する地域資源・自然環境を今一度再確認し、地域住民と協調しながら、参加・体験型機能の創出と提供策を構築し、交流人口の増加を図り、単泊型・通過型観光から滞在・滞留型観光地へ脱却し、自から生産した農産物を都市住民に提供し、零細な農家民宿等の経営を安定させたい。

適用される規制の特例措置：

・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和

